

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成19年10月31日
【事業年度】 第75期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】 サンウェーブ工業株式会社
【英訳名】 SUN WAVE CORPORATION
【代表者の役職氏名】 取締役社長 織田 昌之助
【本店の所在の場所】 東京都千代田区猿樂町二丁目6番10号
【電話番号】 東京（3518）局4317番
【事務連絡者氏名】 執行役員財務部長 熊澤 敏男
【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区猿樂町二丁目6番10号
【電話番号】 東京（3518）局4317番
【事務連絡者氏名】 執行役員財務部長 熊澤 敏男
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出した第75期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

【訂正事項】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

【訂正箇所】

訂正箇所は__で表示しております。

以上

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

=====

(5) 取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨定款に定めております。

(6) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨定款に定めております。

(7) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）について、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議により行うことができる旨定款に定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。